

# かつらぎ町起業支援事業補助金 令和5年度追加募集の受付を開始します！

## 最大 550万円

かつらぎ町内へ定住し、起業しようとする方に、事業に要する経費について補助金を交付します。起業支援を実施することにより、起業者の町内への定住を図り、さらには、雇用の場の創出・確保をすることで、町内就労人口の増加、産業の活性化を目指します。

**募集期間：令和5年8月1日(火)から令和5年8月31日(月)まで**

**最大500万円（補助対象経費の4分の3以内）**

※その他、空き家活用加算あり（最大50万円）

**応募資格：※詳細はお問合せ下さい。**

- ・かつらぎ町内で、令和5年度中に起業を予定している方。
- ・かつらぎ町内に住所を有するか、移住し定住しようとする方。
- ・年齢が20歳以上50歳未満の方。
- ・事業を営んでいない個人が新たに事業を開始する又は、新たに会社を設立して事業を開始する。
- ・農業、林業、漁業、金融、保険業以外の業種(農業連携した加工・流通・小売業等については対象)

**交通網が整備され、ますます便利になりました！**

大阪府と和歌山県を結ぶ国道480号が南北に通り、平成29年に鍋谷峠道路が開通しました。開通したことにより、大阪府の和泉市まで約20分で行くことができます。また、京奈和自動車道路も、和歌山市までの供用開始がされており、かつらぎ町から和歌山市内までは約45分で行くことができます。



まずは  
ご相談ください。



【お問い合わせ】

和歌山県 かつらぎ町役場

産業観光課 商工観光係

電話：0736-22-0300（内線 2103,2212）

sankan-syoukoukankou@

town.katsuragi.wakayama.jp

かつらぎ町起業支援

検索

# 他にはこのような支援もあります

【主な支援事業（令和5年4月1日現在）】

## 在宅育児支援

乳児の保育を家庭で行う保護者に対し、乳児1人につき月額30,000円（県補助額：15,000円・町補助額：15,000円）を支給しています。（※第3子以降および第2子の一部が対象、所得制限あり）

## 子ども医療費の無料化

0歳から18歳（※18歳到達後、最初の3月31日）までを対象に、保険診療分医療費を無料化しています。医療機関は町内に限らず、町外の医療機関も対象です。

## こども園・幼稚園の給食費の無償化

保護者の経済的負担を軽減するため、給食費を、町が負担しています。なお、町内に住民票があれば通園先が私立や町外でも対象です。

（※月上限5,500円）

## 保育料等の無償化の拡大

保護者の経済的負担を軽減するため、0歳から5歳を対象に、第1子のお子さまから保育料等を無償とします。なお、町内に住民票があれば通園先が私立や町外でも対象です。

## 小・中学校の給食費の無償化

町内小・中学校の児童・生徒の給食費を、町が全額負担しています。なお、町内に住民票があれば県立や私立などの学校に通うお子さまを持つ家庭にも、同額を支給します。

## 学童保育の保育料軽減

保護者の経済的負担を軽減するため、全ての児童の保育料の4割相当分を補助しています。その他、家庭状況によっては減額措置があります。

## 特定健康診査が無料で受けられます

国民健康保険に加入の40歳以上の方は、年度内に1回、特定健康診査を無料で受けることができます。（※受診には専用の受診券が必要。また、伊都・橋本地域内の医療機関等に限ります。）

## がん検診が無料で受けられます

40歳以上の方（※子宮がん検診は20歳から）は、年度内に1回、各種がん検診を無料で受けることができます。（※受診には専用の受診券が必要。伊都・橋本地域内の医療機関等、又は協力医療機関に限ります。）

かつらぎ町ではこの他にも暮らしに役立つ様々な支援があります。お気軽にお問い合わせください。